

平成 21 年 7 月 2 日

消費者委員会委員選任の公正性及び今後の運営のあり方の透明性を求める声明

社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

副会長 狩野 拓夫

副会長 青山理恵子

7月1日付日本経済新聞夕刊報道によると、政府は7月1日、9月に発足する消費庁及び消費者委員会の人事について発表を行いました。「消費者委員会」は消費庁をはじめとする消費者行政全般を監視する機能を有しており、これからの行政が消費者目線で機能していくために極めて重要な役割を果たすことが期待されております。

しかしながら7月1日の人事の発表内容は、選任の過程についても公正性及び透明性を欠くものと言わざるをえません。よって、今後の消費者委員会の機能充実に向けて以下のとおり要望します。

## 記

### 1. 消費者目線で現場での活動経験者を多く選任すべきである

消費者委員については、消費者問題に関する経験が豊富で消費者の目線をもった人物を多く選任すべきであることは論を待ちません。しかし一口で消費者問題専門家或いは消費者問題に関する経験が豊富と言っても、研究分野や執筆広報分野等を通しての消費者問題専門家もさることながら、消費者目線で現場で活動し、多くの同一の志をもつ消費者に囲まれた協働の実績をもつ人物を多く配することが望ましいと考えます。一人の知恵より多くの消費者の知恵を集めた運営が可能と考えるからです。

### 2. 消費者委員会委員と委員長の選任は設置法や国会の付帯決議に基づいた選任を実施すべきである

参議院付帯決議第6項で、「委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること」と決議されていることをふまえ、委員の任命理由についても明確にし、公表すべきです。

また、消費者委員は今後幅広く公募等も考えることを要請します。

委員長は設置法12条に基づき委員の互選で選任すべきであり、候補者とはいえ、委員長選任に政府が関与しているような言動は行うべきではありません。

### 3. 参与会の審議内容を今後公開とすること

この消費者委員会の在り方について話し合う「参与会」が、消費者委員会の委員候補者によって構成され7月1日に開催されたと承っております。消費者にとって極めて重要な意味をもつことになるであろうこの参与会の運営についても全く消費者には知らされず、従来の行政そのものを踏襲するような秘密裏に終始する恐れありと危惧するものです。今後は一般消費者や報道関係者等による傍聴を認めるほか、議事録のホームページ上への掲載などの方法により審議の過程を公表することを要望します。

以上